

第25回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 平成27年7月7日(火)午後5時56分～午後8時13分

場 所 市役所本庁舎3階 第一会議室

出席委員 5人

委員長 武田 真一郎 委員

副委員長 益田 あゆみ 委員

飯島 康 委員 井原 秀憲 委員

本木 紀彰 委員

欠席委員 0人

市 長 稲葉 孝彦

担当課職員

自立生活支援課長 堀池 浩二

自立生活支援課障害福祉係長 染谷 幸枝

自立生活支援課障害福祉係主査 吉本 朋史

自立生活支援課障害福祉係主任 清水 一樹

指定管理者候補者団体

社会福祉法人雲柱社 3人

社会福祉法人まりも会 1人

事務局職員

企画政策課長 水落 俊也

企画政策課長補佐 中田 陽介

企画政策課係長 廣田 豊之

企画政策課主任 津田 理恵

(午後5時56分開会)

◎委員長 それでは、皆さんおそろいですので、少し早いですけれども、始めさせていただきますと思います。本日は七夕ですが、この会もほぼ1年ぶりということでご参集いただき、ありがとうございます。

それでは、ただいまから、第25回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。回数につきましては、以前からの通算回数でございます。

本日は、お手元の次第にもありますように、2件の指定管理者候補者の選定を行う予定でございます。本日は、いつもと趣向が違いまして、公募によらない選定ということで、候補者は各施設につき1名のみということで進めていきます。したがいまして、特に支障がなければ、本日中に選定の結論を出すということになります。

それでは、本日の審議の進め方について、事務局より説明をお願いいたします。

◎水落企画政策課長 本日の審議の進め方について説明をさせていただきます。先ほど委員長からご説明がありましたとおり、本日は、2施設について審査をお願いしたいと存じます。

本日の2施設につきましては、指定管理者候補者を公募によらない選定という形で選定いただきたいと考えております。公募によらない選定につきましては、現在の任期の委員の方では初めて扱う案件となるかと思いますので、手続の流れを簡単に説明させていただきます。

本日、お手元にお配りしました参考資料「指定管理者選定委員会における選定の流れ」をご覧ください。指定管理者候補者の選定につきましては、条例第2条に示すとおり、原則公募による選定としてございますが、条例第5条に該当する場合は、指定管理者候補者を公募によらず選定できると規定をしてございます。その条件としましては、条例第4条の各号に掲げる基準を満たす者で、当該公の施設の性格、事業内容、規模等により、その管理を行わせることにより設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると認める団体であることが必要になります。さらに、公募によらない選定におきましては、その選定理由が条例施行規則第6条に規定されておいまして、ここに掲げる理由に該当する必要がございます。

今回の2施設は条例及び条例施行規則に規定された内容に該当することから、応募によらない選定を行いたいと考えております。

審議の進め方でございますが、最初の20分程度で担当課及び団体より簡潔に施設概要、事業計画書等の説明をいただき、次の15分程度で質疑応答を行います。その後、団体にはご退席いただきまして、最後の10分程度で、その団体が指定管理者候補者として適切であるか等をご審議いただき、意見等があれば付して答申をいただきたいと考えております。1施設当たり45分程度の審議時間としたいと考えております。

以上です。

◎委員長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたけれども、ただいまの説明に対しまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今、事務局より説明のあった進め方で審議を行うことといたします。

それでは、本日、市長から審議に当たりまして諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎市長 諮問させていただきます。よろしくをお願いいたします。

平成27年7月7日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 武田 真一郎 様

小金井市長 稲葉 孝彦

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

1 平成27年度諮問第1号

小金井市児童発達支援センターの指定管理者候補者の選定について

【指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称】

名 称 小金井市児童発達支援センター

所在地 東京都小金井市梶野町一丁目2番3号

【指定管理者の候補者団体の名称】

所在地 東京都世田谷区上北沢3-8-19

団体名 社会福祉法人 雲柱社

代表者氏名 理事長 服部 榮

【指定の期間】

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

2 平成27年度諮問第2号

小金井市障害者福祉センターの指定管理者候補者の選定について

【指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称】

名 称 小金井市障害者福祉センター

所在地 東京都小金井市緑町四丁目17番10号

【指定管理者の候補者団体の名称】

所在地 東京都小平市上水南町4-7-45

団体名 社会福祉法人 まりも会

代表者氏名 理事長 森川 英一

【指定の期間】

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
以上、諮問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎**委員長** ただいま、市長から諮問をいただきました。なお、市長におかれましては、公務のため退席されます。

◎**市長** どうぞよろしくお願いいたします。

(市長退席)

◎**委員長** それでは、早速、平成27年度諮問第1号、小金井市児童発達支援センターの指定管理者候補者選定についてを議題といたします。

本件につきまして、説明のため担当課及び団体の方にご出席をいただいております。

それでは、簡単に自己紹介をお願いいたします。

◎**堀池自立生活支援課長** 小金井市福祉保健部自立生活支援課で課長を務めさせていただいております堀池と申します。本日はよろしくお願いいたします。

◎**障害福祉係長** 自立生活支援課障害福祉係長の染谷と申します。よろしくお願いいたします。

◎**清水主任** 生活支援課障害福祉係の清水と申します。よろしくお願いいたします。

◎**堀池自立生活支援課長** それでは、事業者のご紹介をさせていただきます。

◎**雲柱社** 社会福祉法人雲柱社、きらりの副センター長をしております中村と申します。よろしくお願いいたします。

◎**雲柱社** 雲柱社事務局長代理をさせていただきます千葉でございます。よろしくお願いいたします。

◎**雲柱社** 社会福祉法人雲柱社、小金井市児童発達支援センターで事務をしております高橋と申します。よろしくお願いいたします。

◎**委員長** それでは、施設の概要及び事業計画書等につきまして、まず所管課長から20分程度で説明をお願いいたします。

◎**堀池自立生活支援課長** ありがとうございます。座ったままで説明させていただきます。

それでは、配布させていただきました「小金井市児童発達支援センター指定管理者候補者選定について（概要）」に沿ってご説明させていただきます。

施設の概要として、まず、1の管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございます。名称は、小金井市児童発達支援センター。所在地は、小金井市梶野町一丁目2番3号でございます。こちらの施設は、市民の方より公募にて愛称を募集しておりまして、「きらり」という愛称がついております。そのため、ここからは、きらりという形で呼ばさせていただきたいと思いません。

次に、2のきらりの開設年月日については、平成25年10月1日でございます。開設当初から、管理運営を社会福祉法人雲柱社に委託しております。受託者の選定につきましては、公募型プロポーザル方式により選定を行っております。建物につきましては、公立のけやき保育

園と一体の建物となっております。構造及び面積につきましては、3の概要のとおりとなりますので、説明のほうを割愛させていただきます。

次に、4の指定管理者に係る業務の範囲でございます。きらりは、心身の発達において特別な配慮が必要な児童とその保護者に対してさまざまな事業を通して療育による支援を行う施設です。これらの事業を市と市民で策定した詳細事業計画をもとに実施しております。なお、詳細事業計画は、事前に送付させていただいた資料に添付させていただいております。

実施する事業は、児童福祉法に規定されている事業と市の独自事業がございます。この児童福祉法に規定されている事業を法内事業と呼び、市独自事業を法外事業と呼びます。さらに、きらりは、通常の児童福祉施設ではなく、児童発達支援センターの機能を持った施設として運営しております。

センターに必要な機能として法内事業が（1）児童発達支援事業、（3）保育所等訪問支援事業、（5）相談支援事業がございます。そのほかにも、法内事業として（2）の放課後等デイサービス事業を実施しております。法外事業といたしましては、（4）の外来訓練事業、（6）の親子通園事業、（7）巡回相談事業がございます。以上（1）から（7）の事業が主に児童を対象として通所事業で、きらりの核となる事業でございます。なお、（1）の通常通園のみ、バスによる送迎を行っております。

その他、（8）、（9）の事業により、利用者や広く地域の方々への啓発活動及び関係機関との連携を行います。そして、（10）以下は、きらりを運営及び維持管理する上で必要な諸業務となっております。

次に、5の事業者の概要でございます。名称は、社会福祉法人雲柱社で、主たる事務所の所在地は東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号でございます。

概要のア、設立は、昭和28年7月29日で、イの基本財産が22億9,540万3,997円。ウの資産の総額は52億3,818万7,446円でございます。

エ、設立目的は、「キリスト精神に基づいて、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。」となっております。

次に、事業者の事業実績でございます。6の事業実績では、まず、社会福祉法人雲柱社の事業は大きく分けて（1）のとおり4部門に分かれております。きらりにつきましては、ウの障がい児・者支援に該当しております。法人全体の実績といたしまして、直営の施設が27施設、地方自治体からの業務委託の受託施設が32施設、地方自治体から指定管理者として指定されている施設が21施設、補助事業の施設が2施設となっております。このうち小金井市においては、きらり以外に障害者支援施設を1施設、学童保育所を2施設、子ども家庭支援センターを1施設、運営を受託しております。また、（1）のウにある障がい児・者支援部門をグループかがわとして障害児・者への支援を続け、小金井市内に賀川学園や、小金井実習所など7つ

の直営施設を運営しております。

3 ページ目に移らせていただきまして、次に7の指定管理業務に携わる職員については、非常勤の職員を含む48名となっております。

最後になります。指定期間につきましては、28年4月1日から33年3月31日までの5年間としております。

加えまして、今回、本件の諮問に当たりましては、本来、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条において、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする規定されているところでございます。

ここからちょっと非公募になったご説明を簡単にさせていただきたいと思います。平成26年12月に利用者アンケートを行ったところ、約92%が提供しているサービス内容について、大満足である、満足であるというご回答をいただいております。また、約71%の利用者から、市の委託している運営事業者について、満足である、やや満足であるというご回答をいただいております。また、小金井市児童発達支援センター運営協議会というものがございます。そちらの運営協議会からも、開設後、間もない中で事業者が短期間にかわることによる中長期的な視点での療育や教育計画が作れないこと、利用者アンケートの結果からも、現状の事業内容に問題がない以上、さらなる療育の推進を図っていく必要があることを踏まえ、公募によらない選定を要望されております。

さらに、小金井市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の市民説明会を行ったところで、市民の方から、利用者にとって満足度が高い事業者であれば継続的に実施していただくようお願いしたいという要望も受けてございます。また、平成22年12月に総務省通知がございまして、そういった中で、指定管理者の指定申請に当たって、利用者や住民からの評価を踏まえ、同一事業所を再び指定する例もあり、各地方公共団体において、施設の態様等に応じて適切に選定を行うこととなっており、これらを考慮いたしますと、短期間での運営事業所を変更することは、今の利用者、家族等に大きな混乱を招くおそれがあると考えてございまして、現段階では公募によらない選択を判断したところでございます。

このため、条例第5条及び施行規則第6条第3号の規定により、公募によらない選定といたしたところでございます。ぜひご理解いただきたいと思います。

以上、雑駁ではございますが、事業概要の説明を終わらせていただきます。

◎委員長 よろしいでしょうか。

◎雲柱社 事業計画のほうですが、実施計画として、詳細計画にのっとり、利用者支援としては、今お話にあった相談支援、保育所等訪問、放課後デイサービス、通常通園、親子、外来、その他必要と認められる事業ということでスタートしております。10月で2年になるところです。

ここができた経緯としましては、お母さんたちにとってあまり敷居が高くなく、ちょっと心配だなと思うところから相談ができるような事業を展開したいということが一番の小金井市の

思いでありましたので、そこを踏まえて、今、相談に来ていらっしゃる方がいる。その中から、小さいお子さんについては、今、大体20組ぐらいが親子で通っていらっしゃる。それから、幼稚園、保育園に通っていらっしゃる方が1日、週に1回ぐらい療育を受けたいという方が大体100名ぐらいいらっしゃるんです。それ以外に、毎日、療育が必要だというお子さんが通常通園というところに21名。それから、小学校に入っていて、いわゆる放課後デイサービスと言われますが、今はちょっといろいろな条件の中がちゃがちゃとなっているところがあるんですが、本来は10名の、毎日違うので50名という定員でやっております。

今、話しましたように、利用者がいろいろなところに通いたいというご希望もありますが、きりりが一番いろいろな意味での満足度を得られるように、利用者の支援については取り組んでいきたいと考えています。

それから、今、学童のほうに巡回に参加しています。9カ所を年に3回ずつという形で臨床心理士の者が相談に回っております。それ以外にも、私立というか、公立ではなくて、民間の保育園とか、幼稚園の先生たちからも、本当は巡回をぜひやってほしいとは言われていますが、なかなかそういう形はできないので、連携という形で幼稚園、保育園さんにも時々、出かけるとか、それから、幼稚園、保育園の方が相談に見えるなどして地域連携ということ強化していきたいと思っています。特に先生たちがお困りの問題が多いので、その点につきましては、今年の課題として、幼稚園、保育園の先生たちを対象とした研修をしていきたいと考えております。

親御さんたちには、きりりに通っている方を対象に学習会をやってきましたが、本年度につきましては、一般の方も対象にした学習会を先日実施し、また秋に予定しておるところです。そうやっていろいろなところとつながりを作りながら、利用者の方が、子どもたちが安心・安定できるようにと考えております。

また、特に今年の課題としては、学校と教育委員会との連携というのがなかなかできなくてできないところもいっぱいありまして、やはり子どもたちが学校になかなか行かなくなっちゃうとか、いじめとか、そういう相談は受けるんですね。それをどうやって学校に、そして、教育委員会を通して相談にというふうにつなげていくかというのがこちらの次の課題かなと、今年の課題かなとは思っております。

今、そのためには、人員体制を48名と言っていましたけど、実際に雲柱社の職員という形で採っているのは12名です。あとはみんな、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士という形で専門職の配置をしております。大体全部が2名ずつ必ずいられるようにということで配置して48名という人数になっているわけですが、それぞれの専門職からのいろいろなアプローチが大切だと考えています。

そして、今回、施設の維持管理につきましては、法人のほうで請け負ってくる分が多くなると聞いておるんですが、そこに関しましては、どうやったら、なおより一層効率的にできるかということのを第一に掲げて経費削減に努めていきたいと思っています。

それから、今は業務評価という形で、運営協議会からのアンケートとか、それから、保護者の方からもわりとよくアンケートをとるんですが、行事が終わったらアンケート、学習会が終わったらアンケートという形をとっていますが、公正な意味で第三者評価の評価を受審したいとは思っております。

その他、防災とか、衛生管理、権利擁護、虐待等々、いろいろなところとつながりながら、子どもたちが安心して生活できるようにと頑張っていきたいと思っています。

小金井で生まれたときから大人になるトータルな支援ができるということをうちの法人としての強みがあると思っていますので、みんなで連携しながらやっていきたいとは考えております。

以上です。

◎委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これからただいまの施設の概要、また提出されております事業計画等につきまして、各委員から質疑を受け付けていきたいと思っております。

その前に、私から2点、質問をさせていただきます。まず1点目ですけれども、申請に当たりまして、役員の中に市長、副市長、教育長、議員と本人、または配偶者及び2親等以内の親族がない旨の誓約書を提出いただいておりますが、このことについて間違いはございませんでしょうか。

◎雲柱社 はい。

◎委員長 ありがとうございます。それでは、2点目ですが、指定管理者の選定手続に関する条例では、指定管理者の指定は公募によるとされておりますけれども、ただいまご説明がありましたように、公募によらない選定をすることができるという規定がございます。本件は公募しないということで進めておりますが、先ほど説明があったかと思っておりますけれども、再度、小金井市児童発達支援センターの指定管理者候補者の選定に当たり、公募によらない選定とした理由について説明を簡潔にお願いいたします。課長からお願いいたします。

◎堀池自立生活支援課長 公募によらない理由としましては、大きく4点ございます。1点目につきましては、事業の性格のところでございます。先ほどもお話しさせていただきましたけれども、総務省通知にございますように、「指定管理者制度の運用について」ということで、施設の態様等に応じて適切に選定を行うことと、利用者や住民からの評価を踏まえ同一事業者に再び指定している例もありということがございます。そういった場合、当該施設は療育を中心とした児童福祉施設であるという施設の態様等を考慮いたしますと、平成25年10月、開所しております。その前に公開型のプロポーザル方式で選定をさせていただいたときに、雲柱社と決まっております。そういった流れがあり、約2年がここで来ようとしている中では、なかなか短期間で運営事業者が変わることは望ましくないというところが1点目、ございます。

その中で、2点目としては、利用者アンケートの結果でございます。26年12月に利用者アンケートを行った結果、やはりサービス内容について、48人、約92%の方が大変満足で

ある、満足であるというお答えをしていただいておりますし、また、市の委託している運営事業所についてというところでは、50人中37名の方が満足である、やや満足であるという回答をしています。以上の結果から、現在の事業者による運営については、利用者から高い評価を得ており、今後も同程度以上のサービスを提供する必要があると考えてございます。

3点目といたしましては、こちら、児童発達支援センターきらりの運営の進捗状況であったり、運営管理であったりとかをお願いしております運営協議会がございまして。そちらの運営協議会の中から、平成27年2月に開催された運営協議会において、やはり開設後、間もない中で事業者が短期間にかかわることにより、中長期的な視点での療育や計画が作れない。利用者アンケートの結果からも、現状の事業内容に問題がない以上、さらなる療育の推進を図っていく必要があることを踏まえ、指定管理者選定については非公募での実施を要望されているところでございます。

最後、4点目になりますが、市民説明会を実施しております。平成27年1月に、こちらの児童発達支援センター条例の改正に伴っての市民説明会の中で、利用者にとって満足度が高い事業者であれば継続的に実施していただくようお願いしたいという要望も受けております。そういったところからすると、今の現状、こちらの雲柱社でお願いしている内容、利用者個人に対して支援しているサービスについては、一定、非常に高い評価を皆様から受けておりますし、もし公募して、違う事業者というところになると、今の現利用者、家族、保護者等の中からの支障が大きいというところを判断しまして、今回は非公募とさせていただいたところでございます。

以上です。

◎委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんからの質疑を行いたいと思います。何か質問、ご意見等はございませんでしょうか。

◎委員 なぜ公募じゃないかということにこだわるわけじゃないんですけど、私も最初、資料だけ見させていただいたときに、何でこちらがそういう公募じゃないのかなと感じたのが正直な気持ちだったんです。内容的なもので、これは計画書を読んでも、具体的にどういうふうなことで運営されているのかということはなかなかわからなかった。今、お話をお聞きして、そういう実際の運用面とか、そういうのが利用者の方が非常に満足されているというふうなことなんですけれども、確認なんですけれども、この条例施行規則に3つ規定がありますね。この場合には公募じゃなくていいということからすると、これは1番目、2番目、3番目の中でどれに当たるんですか。3番目ということになるんですか。

◎堀池自立生活支援課長 これは例えば、すみません。施行規則の基本的には委員のおっしゃられたところの6条の3号に当たると思っております。ただ、やはりこれについては、(1)もおおむね当たってくるのかなと思っております。やはりこちらに通ってくる児童につきましては、今、大変騒がれております発達障害であったりとか、身体障害、知的障害、ダウン症の

子もいます。そういった中では、専門的な分野、いわゆるそういったところでの言語聴覚士であったり、作業療法士であったり、それで今までの障害児を支援してきているノウハウであったりというのは非常に重要であると思っておりますので、(1)のあたりも該当すると認識しております。

◎委員 わかりました。ありがとうございます。

◎委員長 まず、そもそも条例の5条に、公募によらない選定をすることができるという根拠条文があるわけですね。この5条による選定を行う具体的な場合について、さらに施行規則が6条で基準を定めていると、そういう構成になっているわけです。つまり、5条では、当該公の施設の性格、事業内容、規模等により適当と認める団体があるときには、当該団体を候補者として指定選定をすることができます。つまり、公募によらないことができるということになっているわけですね。つまり、施設の性格、事業内容、規模等によって判断するということですね。さらに施行規則の6条を見ると、第1号で専門的又は高度な技術を要する法人その他の団体が客観的に特定される場合、主にこれに当たるということですかね。あと3号にも該当するんですか。

◎堀池自立生活支援課長 はい。

◎委員長 これは多分、重要性としては、1号のほうが重要ですね。今やっているから、そのままどうぞというのは副次的なことで、あくまでも専門性、高度な技術があるということが前提ですから。この公募によらない選定をすると決定する権限は市長にあるわけですね。だから、市長がそのように判断されたということですかね。

今の団体の方に2年前に、最初にお問い合わせしたわけですね。そのときは、他の団体の応募はあったんでしょうか。

◎堀池自立生活支援課長 雲柱社1社だけです。

◎委員長 そのときから1社だけですね。

◎堀池自立生活支援課長 はい。

◎委員長 これについて、今度、指定がえがあるけれど、逆に情報提供してほしいとか、ほかの業者から、問い合わせ等はありませんでしたでしょうか。

◎堀池自立生活支援課長 そういふのはなかったです。

◎委員長 そういふことも特にないというんですか。

◎堀池自立生活支援課長 はい。

◎委員長 わかりました。ただいまのご説明によりますと、法令上は根拠があると。しかもいろいろ利用者のアンケートをとったところ、今の事業者の方にお問い合わせしたいという意見も多かった、そういう理解でよろしいでしょうか。

◎堀池自立生活支援課長 そのとおりです。

◎委員長 わかりました。それでは、ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

◎委員 参考までに、先ほど総務省の通知でも認められているというご説明だったんですが、

総務省の通知では具体的にどんなふうにかかれていいるのでしょうか。

◎堀池自立生活支援課長 平成22年12月28日付の総務省自治行政局長からの「指定管理者制度の運用について」という文書が来ております。その中で、「指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。」ということが書かれておりますので、これが多分、この公の施設の条例、施行規則の中に含まれてきていると考えております。

◎委員 はい。ありがとうございます。

◎委員 先ほどもちょっと申し上げたんですけども、事業計画書、提案書を見ても、どんな提案がされているのかという中身がちょっとわからなかった。読み取れなかったんですね。例えばこれの2ページ目のところで、利用者の支援とかというふうな、ここで①、②、③、④と書いてありますけれども、こういうものというのはある程度、こういうことをやりなさいと決まっている内容のものですね。それに対してアンケートの結果が非常にいいよと。これは、これだけ支持された理由というのは、一言で言うと何でしょうか。アンケートがよかったというのはわかるというか、そうだと思うんですけども、何でそんなにアンケートの中身がよかったのかというのがこの提案の中で残念ながら、わからないんです。サービスの提供だとか。正直、私が事前に見て評価したときに、何なんだろうなと思ったのが正直なんです。ただ、そのときに、アンケートか何かがついていればいいのになと思ったら、そういうご説明があったものですから、ちょっと支持された理由というのを伺えればと思います。

◎雲柱社 実際には親御さんたちにとっては、今まで小金井の中ではできなかったサービスが受けられるようになったということは大きいと思うんですね。その前に市民で意見交換会などをしていまして、いろいろな事業、こんなのがあったらいいという意見に基づいて、かなり小金井市さんは無理してというか、結構たくさんの方の事業を一遍にスタートさせましたね。だから、それに対しては、親御さんは満足していると思います。

それから、実際にスタートした段階で専門職の人が適切なアドバイスがあるということもあると思います。今までは、例えば小金井市の中での相談経路というのはどうしても少なかつたものですから、待ち時間が半年後とか、3カ月後とかと、連絡をしてもすぐ相談にのってもらえないということが非常に問題になっていたんですね。そのことが1週間やそれぐらいですぐ対応できるということは、親御さんに安心感を与えますし、満足につながった部分はあると思います。

それから、通園に関しましては、今まで既存の幼児が通園がりましたが、やはり定員が増えたということで、よりたくさんのお子さんを通えるようになったということは確かにあると思います。

◎堀池自立生活支援課長 補足とさせていただきます、配布資料の一番最後のところに事業評価報告書というのをつけてございまして、一番最後のところに、ページで言うと14ページに利用者アンケートの結果というところがあります。

◎委員 わかりました。

◎堀池自立生活支援課長 雲柱社は小金井市で約40年前から賀川学園という障害児の療育等々をしている施設を運営している事業体でございますので、そのノウハウがある。また、このアンケートの結果にも書かれているとおり、やはりその療育内容の質が大変言いづらいところではございますが、高くはなってきていると。事業所に運営をしていただいて、質が高くなったというふうに、親御さんなどは手応えを感じているところだと感じております。

また、事業所だから、また経験があるからこそ、家族ではできない活動ができるというところで、山登り、キャンプなどというのを業務委託、雲柱社になってから新たに事業展開をしたところで、これは、保護者が一緒に行かないような形で、事業者と子どもだけで、障害を持った子どもたちと一緒にキャンプに行ったり、山登りをしたりというのは、今まで直営でやりした中ではできなかったような事業を雲柱社さんをお願いしてできるようになったというところでは、かなり利用者、保護者、満足はされておりますし、私のほうも、よくきらりのほうには行きますけれども、本当に子どもの笑顔がかわいくて、楽しそうにしている姿を見て、雲柱社をお願いしてよかったなと思っております。このアンケートの結果が全てだと思っております。当然課題はあると思います。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 ちょっと私からお伺いしたいんですけど、この施設のやっている業務というのは、先ほどのお話では、児童福祉法に基づく法内事業とそうでないものがあるというお話でしたけれども、基本的に、この施設が行っている業務というのは本来、児童福祉法に基づく市の事務なんですか。

◎堀池自立生活支援課長 公が必ず義務としてしなければいけないものではございません。ただ、国の方針におきましては10万都市、10万以上ある都市で10万人に1つは児童発達支援センターを設置するべきという方向性が出ています。そういった中では、小金井市は非常に先駆的な事業としてこのセンターを実施しておりまして、また、この経過がありまして、当初、ピノキオ幼稚園という通園の事業をしていたのがございます。それを一定、法内施設にしようとしたときに、この間、障害児・者の制度がたくさん大きくなったり、新たに加えられたものがありまして、そういった中で障害児については24年ですか、5年か、児童福祉法のほうに移行しまして、通園だけではない、そういうセンター機能を持った発達支援の事業をするような流れになってきたというのがそもそもはあります。

◎委員長 今のお話ですと、人口10万人あたりに1つ、こういう施設を作るということなんですか。

◎堀池自立生活支援課長 はい。作ることが求められてはいます。

◎委員長 小金井市の人口は何人でしたっけ。

◎堀池自立生活支援課長 約11万7,000人です。

◎委員長 そういう基準に基づいてこの施設を設置したということなんですね。そこでやっている業務というのはある程度、法律でメニューがそろっているものなのか、そうではなくて、独自に設定できるものなのか。そこはどうなんでしょうか。

◎堀池自立生活支援課長 児童発達支援センターというもの、児童福祉法の中に規定されている児童発達支援センターというものについては、きらりで行っている、こちら概要の資料にもありますとおり、(1)の通常通園(児童発達支援事業)と、(3)の地域支援事業(保育所等訪問支援事業)と、(5)の相談支援事業、その事業3つをあわせてセンターという呼び方をしております。

◎委員長 それは法律で具体的にこういうことをやると決まっているのですか。

◎堀池自立生活支援課長 はい。具体的に療育の内容というカリキュラム的などころでよろしいですか。

◎委員長 カリキュラム以前のもっと大ざっぱに、こういうサービスを提供するという内容自体は法律である程度決まっているものなのか、それとも各施設が自由に考えているものなのか、そこはどうでしょうか。

◎堀池自立生活支援課長 基本的には療育施設という呼び方をしております。

◎委員長 法律にはそこまでしか書いてないんですか。

◎委員 メニューは書いてないですね。どういうサービスをやりなさいというのは書いてないです。

◎委員長 そうですか。なるほど。

◎雲柱社 児童福祉法の中で通園というのがいわゆる福祉型と、それから、医療型に分かれるんです。そうやって分かれて子どもたちの通所をする場所を支援しなさいというのと、それから、入所というのがまたそこにあるんです。あとは、新しく放課後(放課後等デイサービス事業)というものを位置づけて25年にスタートしたという形になりますかね。

◎委員長 この施設は入所というサービスも提供しているんですか。

◎雲柱社 していません。小金井市が通所の福祉型というのを選択しています。センターとなるとときには幾つかの事業を、つまり、そうやって子どもたちの通っている通所の部分と、通所支援と、それから例えば相談支援か、放課後デイか、保育所等か、幾つかの機能を持ったときに、初めてセンターとしての名前が挙げられるんです。だから、いわゆる通園で通所してくるだけの子どもたちを見るだけの今までのピノキオだったら、名前がまた違って、センターになれなくて、児童発達支援事業になるんですね。今回、センターを選択して放課後と保育所等訪問をとってセンターとしての機能を作ったということです。

◎委員長 これは、学校との関係はどうなるんですか。この施設の利用者の方は、普通は学校には通っているわけですね。

◎雲柱社 はい。

◎委員長 そうすると、放課後とか休みの日にここへ通ってくるというイメージなんですか。

◎雲柱社 今の段階では月曜日から金曜日までの形で、午後、学校が終わった後に学童みたいなものですね。通ってくるという形ですね。

◎委員長 学校が終わってからここへ通うのですね。

◎雲柱社 終わってからです。夏休みとか、そういうときにはもっと早い時間からということもあるんですが、小金井市の場合には、放課後は、いわゆる2時、6時で設定しています。

◎委員 それは放課後デイサービスのことですか。

◎雲柱社 はい。

◎委員長 それから、何かこの施設で事故があったりした場合に、市の責任が問われることがあり得ますね。そういう事故が発生した事例、あるいはそれに対してどういう対策をとっているか、その点について一言、ご説明いただけますでしょうか。

◎堀池自立生活支援課長 では、担当のほうからお答えさせていただきます。これについては、よく指定管理の中でも出てくること、リスク分担の話になるかと思っております。問題が起きたときの切り分けができていないのかというところでお答えさせていただきますと、一定、今、例えば施設の維持管理補修とかでは、50万を超えるときは市で、以下のときは指定管理者での切り分けをしているところもございます。また、そのほかのリスク分担についても、話し合っていて、双方で確認はしておるところでございますが、今後はそういった形のリスク分担表みたいな形で、明確に作成して協定のほうに盛り込んでいきたいと考えています。

◎委員長 ハード面はそういうことなんでしょうけれども、おそらくここに通われている利用者の方に対してはかなり特別な配慮が必要だと思うんです。そういう配慮がきちんと行き届いているのか、あるいは必ずしも十分でなかったために、入所者に事故が起こるようなことがこの2年間にあったのかどうか。その点、いかがでしょうか。別に責任を追及しているわけではなくて、そういうことがないようにと申し上げているわけです。

◎雲柱社 いわゆる事故という形ではありませんでしたけれども、一応法人のほうで保険には入っていて、対応するようにしています。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

◎委員 質問なんですけど、こういう施設はほかの近隣の市にあるかということも1点、伺いたいと思っているのと、あと、外来訓練事業のところは2歳未満はということを書いてありますので、例えば生まれた子どもが少し障害があるかなといったときに、そういう受け皿を持っている施設なのかなと思っはいるんですけど、これが2歳未満で、もっと1歳とか、ゼロ歳でも受け付けてくれるような施設にはならないのかなということと、あとは、事業計画を見てもあまりわからなかったもので、例えば3つ目として、人員配置とかは、こちらの提案どおりで担当課のほうは大丈夫だというふうな認識でいらっしゃるのかどうか、その3点について伺わせてください。

◎堀池自立生活支援課長 では、近隣に同様な施設があるのかというところでございますが、今、今年度5月末現在で言うと都内全部で児童発達支援センターの指定を受けているところは26施設しかございません。市町村で言いますと、市部のみでいきますと9施設で、市で実施しているのは小金井市と町田市のみです。あと、今後、他市においては、センターではないんですけども、ただ、こちらに書いてあります通園事業という障害児の療育を行う施設だけというのはしてたりするのもございます。ただ、実数字で言いますとそういう形になります。あと2点目ですね。概略ですね。2歳未満についてなんですけど、一応条例でそういう規定をさせていただいておりますので、基本的には受け入れられないというのが現状でございます。

◎雲柱社 ただ、2歳未満の場合は親子という形で、大体8カ月、ゼロ歳のときから確かに参ります。親子で来て、ただ抱っこしていいのかしらと思うんですけど、親御さんたちは、仲間が欲しいということであらっしゃいます。それで、親子という形でお受けして、今、3組ぐらい、もうゼロ歳の段階からあるんです。そこから外来につなげていくという形にしてございます。

◎堀池自立生活支援課長 人員配置についても一定、こちらは協議をさせていただきながら、事業の支障のないように、サービスの支障のないような形ということで判断をしているということです。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 人員配置について法定の基準等はないんですか。

◎堀池自立生活支援課長 あります。

◎委員長 それはあるんですか。こういう人が何人以上必要だとかということですね。

◎堀池自立生活支援課長 はい。

◎委員長 それは当然満たしているということですね。

◎堀池自立生活支援課長 そういうことです。

◎雲柱社 児童福祉法に定められた通園には4対1というのがあるんですが、それよりも多く小金井市は配置しています。あと、放課後も、こういう人材をそろえなさいというのはあるんです。それ以外は小金井市の独自事業ですので、それについては規定は別にはないです。

◎委員長 老人福祉施設なんかだと数え方を詐称していたりとか、そういうことがよく新聞なんかに掲載していますけど、もちろんそういうことはこの施設ではないと理解してよろしいですね。

◎委員 最後に1つなんですけど、事業計画、報告というページがあるんですけど、これは今期の平成27年度の実際、具体的な計画と見ればよろしいんでしょうか。

◎雲柱社 そうですね。法人で出している事業計画と報告ですね。

◎委員 これは内部資料なんですか。

◎雲柱社 これは法人の理事会が決定したものです。

◎委員 このきらりに対しての今期の事業計画ということですか。

◎雲柱社 はい。

◎委員 こういうことをやっていきますということについては、市の内部的な了解を得るとか、そういうことは必要ないんですか。

◎堀池自立生活支援課長 もちろんそこは得ているというか、伺って、確認はしています。

◎委員 じゃ、これも確認されているということでもいいんですか。

◎堀池自立生活支援課長 そうです。

◎委員 人員配置とかも全部入っているんですけど。

◎堀池自立生活支援課長 すみません。基本的には、うちが出している業務委託の仕様書に沿った形でグループかがわさんが作ったもので、それは当然、あわせて確認はしていますということ。

◎委員 最初の事業計画という、ただ文書だけの事業計画と、具体的に何をやるのかなと思っていたときに、じゃ、これなのかなと思ったので、そういう位置づけなのかなというのをちょっと確認したかっただけです。

◎委員 賀川ブロックというのはどういうものですか。

◎雲柱社 障害の例えば賀川学園という通園施設、それから、家庭支援センターだったり、それから、保育園だったり、児童館だったりというブロックの中で障害を持っていらっしゃる方の幼児から成人までを見ているのが賀川ブロックというブロックでやっています。

◎委員 わかりました。

◎委員長 ほかにございますでしょうか。

◎委員 最後に1つ。満足度が大変高いということで、先ほどもご説明いただいたんですが、事業計画の中の2ページにご説明もありましたように、いわゆる連携が急務だということで、ここにも行動面・対人面での心配、また所属先での不応適が主訴として多く見受けられるということで、学校・教育委員会との連携が急務だと書いてあるんですが、最後に、つなぎ機関としての役割を果たしますと書いてあるのは具体的にどんな形でおやりになるのか、今お考えになっている状況で結構ですので、できればご説明いただけるとありがたいです。

◎雲柱社 なかなか学校との連携というのは難しいことは難しいんです。今までもこちらが訪問してやってきた場合もありますが、学校側としてはなかなか受け入れてもらえなかったり、それから、やってきたものですから、見学は、学校は来ていただきました。今度、こちらも具体的に会合を定期的に何か持っていくとかということをご提案していくのが1つなのかなとは思っているんですが、ちょっと私たちもここに関しては、どうしようかと言いながら、やらなくちゃいけないよねと考えております。子どもたちが学校でつまづいているのを聞いたり、不登校になったりしている話を聞いたりすると、何としてもやっぱり学校と一緒にやっていかなければという思いだけで、具体的にこれが正解ですというものがまだ言えない状況ではあるんです。

◎委員 今後の検討課題ということによろしいですか。

◎雲柱社 はい。

◎委員 結構です。ありがとうございます。

◎委員長 それでは、この後、まだ審議もしなければいけませんので、質疑はこれで打ち切りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ここで、団体の方には退席していただいて、担当部局の方には残っていただいて、さらに審議を進めたいと思います。

では、団体の方、どうもご苦労さまでした。

(社会福祉法人雲柱社退席)

◎委員長 それでは、ただいまから当委員会としての審議を行っていきたいと思います。何かご意見等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

何を議論するかというと、この社会福祉法人雲柱社が指定管理者候補者として適切であるかどうかをまず審議をしていただきます。結論を出すわけですが、何か意見があれば、その意見を付して市長に答申することになりますので、選定の可否と、何か附帯してつける意見がありましたら、その点も含めてご審議をお願いしたいと思います。

こういう団体は、経理状況は問題にならないんですか。

◎委員 なると思います。

◎委員 規模が大きいです。

◎委員長 財務状況は問題がないと。じゃ、そういう理解でよろしいでしょうかね。結局、どういうサービスをするかということ自体がこの団体の自主性に任されているというイメージなんですか。

◎堀池自立生活支援課長 そういうところもありますね。確かに療育というのは、言葉は聞きますけれども、なかなかわかりづらい部分だと思います。そういう発達のおくれのある子や、どうしても肢体不自由児であったり、機能訓練といってリハビリみたいな形でそういうものが必要になってくるというところでは、行政が逆に専門的にアドバイスというのはなかなか難しいところでもありますし。

◎委員長 イメージとしては、例えば養護学校に行っている生徒もいるでしょうけれども、学校が終わってから放課後にやってきて必要な指導なり、リハビリなりを受けていると、そういうイメージなんですか。

◎堀池自立生活支援課長 そうです。

◎委員 それは学童ではないのですね。

◎堀池自立生活支援課長 放課後の話になりますと、事業としては放課後等デイサービスという事業になっております。

◎委員 一般の生徒もいるのですか。

◎堀池自立生活支援課長 一般の生徒ではないです。一応療育が必要という支給決定があったり、医師の意見書であったりとか、この子には療育が必要ですよという専門職の意見書がある場

合にはきらりに通えるということです。そのような子どもたちだけです。

◎委員長 支給というか、そういう障害のある人というのは、例えば義務教育の場合、学校に行くことは基本的には義務づけられているわけですね。

◎堀池自立生活支援課長 はい。

◎委員長 実際には学校に行っていないという人もいますか。

◎堀池自立生活支援課長 今、学齢児の話をされていると、学齢というのが放課後等デイサービスになって、あと、未就学というのがセンター機能をおおむね利用される。

◎委員長 未就学の人もいますね。

◎堀池自立生活支援課長 という形になります。どちらかというとも未就学の子たちがメインで、施設の目的としては、早期発見、早期療育というのが大きな目的なものですから、基本的にはそうなんですけど、学校でいくと普通級、通級、特別支援学校という形で、学校だと通われ方が違うわけです。障害の重さによって、どうしても特別支援学校に行く必要の子どもであったり、別途、通級という、学校から1時間だけ違うクラスに行って受ける子どもがいたり、普通の通級という、普通のクラスにいるけれども、どうしても多動であるとか、どうしても何かあったら、すぐ手が出てしまうとか、加害をしてしまうと、そういう先生から見ると、どうしてもこの子、ちょっと問題あるなという子について相談をさせて、きらりみたいなところに通わせて、そういうところを治らなくても標準に近くなるような療育をしていく、支援をしていくという形の施設なものですから。

◎委員長 学齢に達している人は基本的に学校に行き、終わってから通ってくるという形なんですね。

◎堀池自立生活支援課長 そういう子たちは学童に行きます。普通の子たちは、基本、学童です。障害のある人の場合は、その中から放課後等デイサービスという施設に通所します。

◎委員長 就学年齢に達していない障害のある子どもは、じゃ、フルタイムで来こともある。

◎堀池自立生活支援課長 そうですね。基本的に通園、児童発達支援事業の通常通園というのは、9時から2時までがそちらに通って療育を受ける。

◎委員長 そういう子どもに必要なサービスを提供するのは大変なことでしょうね。成果は上げているわけですね。

◎堀池自立生活支援課長 そうですね。

◎委員 その成果というのは目に見えるのですか。

◎堀池自立生活支援課長 なかなか難しいんですけど、そのアンケートの結果から、なかなか多くはないので、常にではないですね。前はできなかったことが先生に言われてこうするようになってから少しできるようになったとか、親との会話が通じるようになったとかという保護者が一番実感されているようです。

◎委員 一般の普通の子どもの中にいるよりかは、そういう子たちの中で一緒にいることによって、子どもの自我が発達されていって、できないながらも、ちょっとずつできていくとい

う環境の提供になるわけなんですね。

◎堀池自立生活支援課長　そういうことです。

◎委員長　受け皿があるか、ないかで全然違うんですね。非常に重要なサービスを提供していらっしゃるということを今、やっときちんと認識して、こういう状態で、資格があるのかと思ってしまうんですが、結論を出さないとはいけません。

それでは、いかがでしょうか。ほかに候補者がいないわけですから、よほどのことがない限りは非選定ということにはならないとは思いますが、まず結論としましては、この事業者にお願いするという結論でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長　それでは、この事業者の方をお願いするという事で決定をしたいと思えます。

それで、先ほども申し上げましたけれども、もし附帯意見のようなものがあれば、それをつけて市長に答申することもできるのですが、前回の答申を見ますと、お手元に3ページ組みの資料があるかと思いますが、利用者のサービスの向上と経費全般の削減に引き続き努めていただきたいという意見がついているようですが、もし何かご意見がありましたら。

◎委員　附帯意見にすることが適切かどうか、ご検討いただきたいんですが、先ほどのこの法定業務の相談支援業務、相談支援事業の3割を占める学童の相談事業ですね。今、あの方もおっしゃっていたんですけど、なかなかうまくいかない。実際には教育部門と社会福祉部門というのは役所の中でも当然分かれていますし、それが往々にしてなかなかうまくいかない。両方が大変苦勞しているところだと思うんです。今回、つなぎ機関としての役割を果たしますと書いてありますけれども、できれば相談業務、特につなぎ機関としての事業をより力を入れていただけるとありがたいなと私は思うんです。

◎委員長　学校との連携ということですね。

◎委員　そうです。どんな形で書くのかは、なかなか書き方が難しいと思うんですけども、課題ですと先ほどおっしゃっていましたので、できればより連携を強化して、両者が一体的にこういう子どもたちの相談業務が円滑にできるようにしていただけるとありがたいなと思っています。

◎委員長　しかもこういう施設を持っているのは小金井市と私が住んでいる町田市だけなんですね。

◎委員　小金井市障害者福祉センターとは何が違うのでしょうか。

◎堀池自立生活支援課長　こちらは児童の施設で、障害者福祉センターは大人の施設です。

◎委員　そうですか。

◎委員長　児童発達支援センターを市で運営しているところは2カ所しかないということなんですか。

◎堀池自立生活支援課長　そうです。多摩地区の市部で、市が運営しているのは、小金井市と町田市です。あと、普通の社福法人とか、例えば清瀬にある学校法人の社会事業大学という

ころでは、一定そういうセンターとして運営はしていたりはしますけれども、市が運営しているは小金井市と町田市です。

◎委員長 それでは、大変貴重な取組でもあるわけですので、ただいまの意見を総合しますと、教育機関を中心とした関係機関との連携をさらに緊密にし、一層の利用者サービスの向上に努めていただきたいと、そういう附帯意見をつけるということではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、そのような意見を付して市長に答申をしたいと思います。

では、これでよろしいですか。最後に結論ですね。それでは、本件につきましては、ただいま申し上げましたとおり、小金井市児童発達支援センターの指定管理者候補者を社会福祉法人雲柱社として選定し、先ほどの意見を付して市長に答申するというところで決定したいと思いません。

それでは、10分程度、休憩をいたします。

(休 憩)

◎委員長 それでは、再開いたします。

本日、2件目の議題ですけれども、平成27年度諮問第2号、小金井市障害者福祉センターの指定管理者候補者の選定について、議題といたします。

本件につきまして、説明のため、担当課及び団体の方へ出席をいただいております。

では、先ほどと同様に、担当部局のうち、今回から参加する方から自己紹介をお願いいたします。

まず、部局のほうから。

◎吉本主査 自立生活支援課の吉本と言います。よろしくお願いいたします。

◎まりも会 社会福祉法人まりも会の小金井市障害者福祉センター所長、吉岡と申します。よろしくお願いいたします。

◎委員長 それでは、これも先ほどと同様ですけれども、施設の概要及び事業計画書等につきまして、20分程度で説明をお願いいたします。

まず、課長からお願いいたします。

◎堀池自立生活支援課長 では、ご説明させていただきます。配布資料の「小金井市障害者福祉センター指定管理者候補者の選定について(概要)」というのをお配りさせていただいておりますので、それに沿った形でご説明させていただきます。

まず、管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございます。名称は、小金井市障害者福祉センター。所在地につきましては、小金井市緑町四丁目17番10号でございます。

障害者福祉センターの開設年月日は平成5年10月1日であり、開設当初から平成17年度までは、管理運営を社会福祉法人まりも会に業務委託し、平成18年度の指定管理者制度導入に伴い選定委員会に諮問し、承認をいただきました。また、平成23年度も同様に、選定委員会に諮問し、了承をいただき、現在に至っております。

敷地面積及び建物面積につきましては、資料3及び4にお示ししてございますので参照願います。

次に、5の指定管理に係る業務の範囲でございます。詳細は資料の(1)から(10)の業務でございます。当該センターは、原則として主たる対象者を身体に障害のある方とさせていただいておりますが、市内の限られた社会福祉施設でございますので、対象者につきましては、身体障害以外の知的障害、精神障害の方もご利用されております。

次に、6の指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地でございます。名称は、社会福祉法人まりも会。主たる事務所の所在地につきましては、東京都小平市上水南町四丁目7番4号でございます。

(3)の社会福祉法人まりも会の概要でございます。次のページにお願いいたします。まず、設立は昭和37年10月23日でございます。基本財産が9億7,332万9,670円で、資産の総額は23億4,871万3,741円となっております。

次に、④の設置目的でございます。「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。」としてございます。

⑤事業実績でございます。第一種福祉事業につきましては、社会福祉施設のうち特に公共性の高い事業で、援護を要する方々を収容し、生活の大部分を営ませるなど、個人の人格の尊重に重大な関係を持つ社会福祉事業として位置づけられております。

第二種福祉事業につきましては、第一種福祉事業以外の社会福祉事業で、専ら社会福祉の増進に貢献する事業ということで規定をされているところでございます。当該法人には、イの第二種社会福祉事業(イ)、(ウ)の下線部の事業運営を指定管理委託しているところでございます。基本的には18歳以上の障害を持つ方で、通所施設となっております。

(イ)の身体障害者福祉センターでは、緊急一時事業、手話講習会、絵画やレザークラフトなどを実施してございます。(ウ)の障害福祉サービス事業は、障害者総合支援法に規定されている生活介護、自立訓練等が該当し、両事業においては送迎を行っております。

次に、7の指定管理業務にかかわる職員ですが、計43人で、非常勤等を含んでおります。

最後に指定の期間でございます。平成28年4月1日より平成33年3月31日までの5年間ということでお願いをしたいと存じます。

なお、本件の諮問に当たりましては、本来、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条において、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものと規定されているところでございます。しかしながら、社会福祉法人まりも会におきましては、福祉事業の担い手としての評価が高く、法人の業務方針と小金井市障害者福祉センター条例第1条の設置目的と整合するものであり、開所時より管理運営を当該法人に委託しており、その後の第1期、第2期と指定管理期間を含め、当該法人に20年強の管理ノウハウを十分に

活用した安全で安定的な運営実績もございます。また、第三者評価も毎年実施し、評価についても例年高い評価を受けております。さらに、障害者センター家族の会から、「今回の指定管理におきまして、障害者センターの次期指定管理、また、民間移譲を視野に入れて、法人まりも会に継続していただきたく願います。」という指定管理に関する要望書も提出されてございます。

これらを考慮すると、この指定管理者の変更に伴う利用者、家族等に多大なる混乱を招くおそれがありますので、条例第5条及び同条施行規則第6条第3号の規定により公募によらない選定とすることといたしました。ぜひご理解を賜りたいと存じます。

以上、雑駁ではございますが、私からの事業概要等の説明を終わらせていただきます。

◎委員長 ありがとうございます。団体の方からは、補足説明はございますか。

◎まりも会 私どものほうといたしまして、事業計画等に関することですが、小金井市障害者福祉センターが設立されたのが平成5年でございます。その当時、小金井市で公設で障害者の方を受け入れる施設を建てるというのは初めてでございまして、市内にある各障害者の団体の方がお集まりいただきまして、建設検討委員会というものを立ち上げまして、そこで事業に関してのいろいろな要望をまとめまして、それをもとに障害者センターが設立されたという経緯がございます。

その中で強く皆様方がおっしゃられていたのが多様な障害の方を受け入れてほしい。利用者本位のサービスを行ってほしいということが事業計画のもととなっております。ですから、常に私どもでは、事業計画というのは対利用者支援、これを一番に掲げまして、どのような困難な事例であってもしっかりと受けとめていくということで、この22年間、ずっと携わってまいりました。

重い障害というのは、なかなか難しい部分があるのですが、例えば医療的なケアを必要とする方、経管栄養といいますけれども、口から御飯が食べられない、あとは、たんを自分で出すことができないので吸引をすとか、そういうような重い医療的ケアを抱えている方、または自閉的な傾向と言われる多動、すごく動き回る方で、なかなか知的な障害を伴う方たちで、支援が非常に大変な、そういう重い方という方もしっかりと受けとめようということでやってきてございます。

また、私どもは、給食サービスというのをやっておりますが、これは、利用者様に食材費ということで負担はいただいておりますが、その食材に関しましては全て小金井市内の個人の商店といいますか、そういうところを全て仕入れ先にしております。ですから、利用者様方も、給食を食べることによって、食材費を払い経済活動に寄与しているというような一面もある。そのような形で事業を実施しております。

以上です。

◎委員長 ありがとうございます。それでは、これから、ただいまのご説明、また提出されております事業計画等につきまして、各委員から質疑を受けていきたいと思っております。

その前に、私のほうから2点、質問をさせていただきます。1点目ですけれども、申請に当たりまして、役員の中に市長、副市長、教育長、議員と本人、または配偶者及び2親等以内の親族がいない旨の誓約書を提出していただいておりますが、このことに間違いはございませんでしょうか。

◎**まりも会** 間違いございません。

◎**委員長** ありがとうございます。それから、2点目ですが、指定管理者の指定手続等に関する条例では、指定管理者の指定は公募によるとされておりますが、公募によらない選定をすることもできるという規定があることは先ほどの事例でも見たとおりです。今までのご説明の中で公募しない理由は説明されたかと思いますが、再度、小金井市障害者福祉センターの指定管理者候補者の選定に当たって、公募によらない選定とした理由について説明を簡潔にお願いいたします。規定はわかりましたので、この件に固有な事情だけ、特に簡単にお話しいただければと思います。

◎**堀池自立生活支援課長** それでは、先ほど簡単に概略をご説明させていただきました。大きくは5点あると思っております。まずは、やはりこの法人の基本方針と障害者センターの設置の目的が大きく合致している点というところでございます。

2点目といたしましては、平成5年から開所させていただいて、約20年強、まりも会さんのほうにお願いをしている状況でございます。やはり重度の障害がある方、医療ケアの必要な方への支援を安全で安定的な運営をするのは、なかなかそういう事業所もないことなどもあり、そういった中では20年強の指定管理業務の運営実績があるというところでございます。

3点目として、やはり運営会議や各事業の利用者や家族を代表とした懇談会を数多く実施し、利用者、家族目線で寄り添った支援へつなげていこうとする姿勢や、第三者評価においても例年高い評価を得ており、利用者との信頼関係が構築されているというところでございます。

4点目としましては、地域に開かれている施設であることから、地域の方々への障害特性の理解促進に取り組むとともに、地域の行事にも積極的に参加し、さらに、地元の緑町会になるんですけれども、災害時の応援協定を結び、毎年、合同消防訓練などを実施するなどしており、地域、地元からも、信頼も厚くある。

最後に、5点目としては、障害者センターの家族会のほうから、「今回の指定管理におきましては、やはり障害者センターの次期指定管理、また、民間移譲を視野に入れて法人まりも会に継続していただきたくお願いします。」という要望書も26年11月に提出されております。

そういったところで、選定理由の施行規則の6条3号、現にその管理を行っている。引き続き管理を行うことにより当該公の施設に係る安定した事業活動及び事業効果が求められる。プラス(1)のほうでもありますけれども、やはり専門的、または高度な技術を有する法人、その他、団体が客観的に特定される場合とあります。先ほども言いましたけれども、重度の障害、医療ケアを必要とする障害のある方々を支援する施設というのが本当に数少ない状況でございます。そういった中では、やはりこのまりも会さんが小金井市で約20年間やって、利用者か

らも、安心していただける、家族会のほうからも、継続してまりも会にお願いをしたいという意向がある中では、やはり市としては継続して指定管理をお願いしたいというところでございます。

以上です。

◎**委員長** 規定に即して確認しますと、指定管理者の手續に関する条例施行規則の6条1号と3号に該当しているということですね。1号は、専門的または高度な技術を有する法人、その他の団体が客観的に特定される場合。3号は、現に管理を行っている団体に引き続き管理を任せることによって、効果が期待できる場合という規定です。

以上の施行規則6条1号、3号に該当していることによって、条例第5条の当該公の施設の性格、事業内容、規模等により、その管理を行わせることによって、効果的、効率的に目的を達成できることが認められる団体であるときにはその者に、公募によらないでその者を選定することができるという5条に該当している。

以上の理解でよろしいでしょうか。

それでは、各委員からの質疑を行いたいと思います。何かありましたら、ご意見、ご質問等をお願いいたします。どうぞ。

◎**委員** 私、福祉関連のことは専門外なのでよくわからないんですけども、事業計画書の中の12ページの(2)の③に、「障害者福祉センターは、『障害者地域自立生活支援センター』との有機的な連携により、地域専門機関等とのネットワークにより在宅支援に努める。」と書いてあるんですけども、この施設と、それからここに書いてある障害者地域自立生活支援センターとの関係性がちょっとよくわからないので、できればご説明いただけますか。どんな有機的な連携を図るのか、もう少しわかりやすくご説明いただきたいんです。よろしくお願いいたします。

◎**まりも会** まず、小金井市障害者福祉センターというのは、事業を行いますので、障害を持たれた利用者様が通って、そこで昼間のときに活動するという、いわば6時間から8時間の昼間の過ごす時間を充実させるというものが趣旨の事業でございます。

障害者地域自立生活支援センターというのは、従来ですと、障害者施策というのは入所施設一辺倒でした、20年、30年ぐらい前は。それを地域でしっかりと暮らせるようにしようとする。そのためには、地域生活を実現できる相談機能を持った支援センターというものを設立して、24時間、365日、地域で障害を持った方が暮らすには、どんなサービスが必要なんだろう。それは日中のサービスだけではなく、ヘルパーさんを入れたりとか、夜、どのような医療的なケアがあっても、訪問看護とか、そういうようなサービスを結びつける。そういう相談の場所が自立生活支援センターといいます。

事務所的には、障害者センターの事務所に構えております。ただ、事業体は全く別ですので、指定の事業者番号というのも違ってしております。そこは、要するに相談事業に特化いたしまして、いろいろな利用者様のよろずの相談というものを受けながら、地域生活を実現していく。片や

障害者福祉センターは、その1つのつなぎとめる先の事業を行うというような形というのが簡単ではございますが、説明となります。

◎委員長 どうぞ。

◎委員 そうすると、今のは、この中に別の事業体として、生活支援センターというのはこの施設の中にあるんですか。

◎まりも会 はい。

◎委員 別の事業者がその事業運営をやっているということなんですか。それとも、それは、市が直接おやりになっているんですか、この自立生活支援センターというのを。

◎堀池自立生活支援課長 市が業務委託をしております。

◎委員 別の事業者がおやりになっていると。

◎堀池自立生活支援課長 法人としては同じです。

◎委員 法人は同じなんですか。

◎堀池自立生活支援課長 はい。

◎委員 でも、機能としては別の機能をこちらでおやりになっている？

◎まりも会 はい。

◎委員 そうすると、同じ法人が2つの機能をやっていると。

◎堀池自立生活支援課長 同じ施設内で指定管理と業務委託をしているということです。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。この障害者福祉センターというのは、入所している方もいらっしゃるんですか。それとも通ってくる施設なんですか。

◎まりも会 基本的には通いの施設でございます。ただ、この中で、先ほどお話が出ましたように、緊急一時保護という事業がございまして、主たる介護の方が突然倒れたりとか、昨年度は亡くなってしまったという例があるんですが、そういう方に対しては、通常は5連泊という基本ルールなんですけど、そういった際にお預かりして、どうにかその先につなげるまで我々でお世話をするというような、そういうこともあります。

◎委員長 短期間のステイはできるということですか。

◎まりも会 そうです。

◎委員長 これを利用される方の年齢層というのはかなり幅が広いということですか。

◎まりも会 大体18歳以上ということになっておりますが、最初、22年前に18歳だった人はそれなりの年になっておりまして、今、一番上の方で61歳の方がいらっしゃいます。

◎堀池自立生活支援課長 定員としては35人です。

◎委員長 定員は35。これぐらいの定員で人数は満たしているんですか。

◎堀池自立生活支援課長 そうですね。一定、満たしているというか、センターに通える方というところでは、市内の方でセンターを全て、重度で医療的ケアが必要な方で全て受け入れられるかというところ、厳密に言うとそうではないようなところがあると思います。ただ、やはりその利用者様が、いわゆる職員体制であったり、人員体制の問題もありますし、利用者、いわ

ゆるこちらのほうも契約で行っておりますので、利用者からすると、例えば小金井市内では通いたくないというご家族の意向であったり、本人の意向であったりとか、さまざまな感情の部分もございますので、そういった意味では、ただ、今、特別支援学校を卒業する方で重度の方については、ここ数年はずっと障害センターのほうで利用をされる希望のある方については受け入れています。

◎委員長 例えば希望すれば、待たずに使えるという感じなんですか。

◎堀池自立生活支援課長 待たずに、現在のところはそういう形に、対応はさせていただいております。

◎委員 今のと関連するかどうかなんですけれども、計画のお金の話の中で28年度から33年度ですか。そうすると、利用の収入とかというのが増えていますね。それから、従業員の方、職員の方の数が今年計画の中に対して、こちらの今後の計画というのを見ると、若干ですけど、3人ぐらい人数が増えているとかということがあるんですが、その辺は、今のお話というか、受け入れ体制を充実とか、何かそういうのに関係してくるんでしょうか。

◎まりも会 そのとおりでございまして、医療的なケアを抱える方を受け入れるには、医療職であります看護師がどうしても必要でございます。従来ですと、26年度、25年までは1名体制という形です。通常の日中活動を支える。ところが、その看護師がお休みをとれない状況になってまいりまして、そこで看護師のほうをちょっと厚くしてほしいということで、そこで初めて「毎日通所、大丈夫ですよ。」ということが言えたような状況でございます。

◎委員長 利用する場合の負担金といいますか、利用者が負担する費用というのは、そんなに高いものではないんですか。

◎まりも会 利用者の自己負担に関しましては、障害者総合支援法に基づきまして、ご本人様の収入によって変わります。非常に資産を持っている方、そんなにはいないんですけど、そういう方以外は自己負担はございません。ただし、先ほど申し上げたように、食事とか、創作的な活動にかかわる消耗品とか、原材料という部分は自己負担をお願いさせていただいております。

◎委員長 そういうものはまた大変重要な業務内容をなさっていると思うんですけども、こういう事業が可能な団体というのは、多分そうはいないということは想像がつくんですけども、小金井市においても、ほかにこういう業務ができる団体は、このまりも会のほかに、そうはないと考えてよろしいですか。

◎堀池自立生活支援課長 はい。基本的に市内ということで限定させていただきますが、障害福祉施設につきましては、今、NPO等も参入しているところがございますけれども、やはりほとんどのところが知的障害のところが多くなっています。やはりセンターで受けているのは主に身体障害であるとか、身体と知的の重複の重度の障害のある方を支援しておりまして、身体障害と特化するところで行くと、障害の部分では1事業所ありますが、それはあくまでも軽度の事業で、就労をメインとするような事業所がございます。ただ、介護施設であんず苑であるとか、つきみの園であるとか、あとは桜町病院のヨハネ会さんであるとか、そういうところ

も一定、重い方を受け入れてはいるんですけども、やはりどうしても、そちらのほうは介護保健施設のほうメインになって、知的障害のグループホームを持っていたりするようなところでございますので、あとは入所施設ですから、そういったところでは、身体障害の重度のを受け持つノウハウを持っているところでは、市内にはほとんどないというところでございます。

◎委員長 そうすると、先ほどの児童発達支援センターの場合と同様で、今度の選定に際しても、うちがやりたいというような打診は、ほかからはなかったという理解でよろしいでしょうか。

◎堀池自立生活支援課長 はい。

◎委員長 そうすると、この条例5条の要件は満たしていると考えていいわけですね。ほかにいかがでしょうか。

◎委員 実績がおありの団体様でいらっしゃるんですけど、私は、前回も資料を見せていただいたことがあって、そのときの指摘事項にも、たしか書類の量が多かったということがあったかと思います。今回、大分減ったかなと思ったんですけど、やはりちょっと必要ないんじゃないかなと思うところが幾つかございましたので、それに関しては経費の削減につながりますと思いますので、力を入れていただければと思います。

◎吉本主査 もうちょっと減らすようにします。

◎委員 そうですね。確かに前回よりは減っているものはわかりました。

◎委員長 どうぞ。

◎委員 今の委員長のご質問と関連するんですけども、これは先ほどの条例に基づいて継続が適切だということなんですけど、こういう事業が継続でやれますというのをほかの事業者にお伝えはしていないんですか。例えば今回、この福祉センターの事業がございましてね。それで、今のお話ですと、直接ではないんですけど、全くないということではないということなので、例えばこの事業がどうですかみたいな声かけみたいのは全くおやりになっていないんですか。それとも、おやりになった結果として、ここしか手を挙げなかった。それはどちらなんだろう。

◎堀池自立生活支援課長 実質的には、お声がけというのは行ってはいません。

◎委員長 条例の規定からすると、市長がこの件は公募によらないことが適切だと判断されると、公募しないやり方が進むようになっていきますから、多分、市長が公募は適当でない判断した時点で、ほかの業者に照会するという事は当然しないんでしょうかね。

◎委員 それはそうなんですけど、その前に、当然ご判断をする前段で幾つか検討になったと思いますので、そのときにおやりになったのか、そうでなくて、初めから、今、委員長が言われるように、市長さんのご判断の中で、これは適切、もうこれしかできないんだということでおやりになったのか、どちらなのかなと思ったんです。

◎堀池自立生活支援課長 それは後段ということですよ。

◎委員 わかりました。結構です。

◎委員 関連するか、どうかなんですけれども、私もちょっとこの資料の見方がわからなかったところがあったんですけれども、先ほどのときにも、一番最後のほうにアンケートが第三者委員会のアンケートというのがついていて、ここもそうなんです、生のアンケートがそのまま載っていますね、厚さを少し占めているのかなと思うんですけれども、要するに公募しないといったときに、こういうアンケートは、すごく説得力があるというか、こういうふうに満足されている方が多いよ。こういうものは、市報とか、何かの形で公に公表されるんでしょうか。

◎堀池自立生活支援課長 第三者評価につきましては、公表という部分では、一応施設の入口等に、評価をしましたという、まずシールを張ります。あとは、ネット上で第三者評価というところにアクセスしていただきますと、その事業所に対してのこの一覧というか、その資料が平成2年度からの第三者評価を受けた全てのものが載っており、それを利用者が見て、どこの事業所がいいかという選択肢の1つとして、そういう第三者評価もできる。それは利用者目線のための第三者評価の1つの目的でございます。

◎委員 わかりました。

◎委員長 利用者の中には、かなり重度の障害を持たれた方も多いわけですね。そういう方々のこの施設に対するニーズとといいますか、要望というのは、どういうところにあると理解されていますでしょうか。

◎まりも会 私どもの施設に通っていらっしゃる方というのは、特別支援学校在学中も不安定で、非常に家庭で生活するのも厳しいんじゃないかと言われるような方が多かったですね。その1つには、場面転換が難しいという方が多く、学校時代の授業の1時間、そこで例えば国語の授業をやったら、次は美術だから、美術室でという移動ですね。場所が変わってしまう。これが非常に苦手な方が多いので、私どもとしては、そういう活動を午前の活動、午後の活動という大きな枠にしまして、まず、不安定な要素を薄めるような形から取り組んでおりました。そこで安心して、いろいろな自分なりの活動ができるというところで、自分は何がやりたいかということを徐々に利用者様から言ってきています。例えば電車に乗りたいとかということもあります。ジャガイモを掘りたいなんていうこともあります。そういった利用者の声に耳を傾けて、いろいろな活動の内容を多様に提供するというのが今のところ、私どもの事業の内容でございます。

◎委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

特にならなければ、団体の方には退室いただいて、審議を続けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、まりも会の方、どうもありがとうございました。

(社会福祉法人まりも会退席)

◎委員長 公募によらないことについては、先ほどとほぼ同じということで、今回は我々の理解が進みましたね。財務状況はいかがですか。

◎委員 これとって問題はありません。

◎委員長 はい。ほかには何か気になる点などありますか。

それでは、こちらの施設につきましても、そう誰でもできるというものではなさそうだということがよくわかりましたけれども、ほかに申請者もおりませんので、この団体に指定管理をお願いするという結論につきましては、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 先ほどと同様に、もし附帯意見等があれば、つけることができるのですが、いかがでしょうか。先ほどの団体からのご説明によりますと、小金井市では多様な障害者を受け入れてほしいというニーズが非常に強かったということです。例えば「利用者の多様な要望を把握し、一層のサービス向上に努めていただきたい」というような意見をつけるということではいかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、そのような意見を付して市長に答申をしたいと思えます。結論ですけれども、本件については、先ほど申し上げたとおり、小金井市障害者福祉センターの指定管理者候補者を社会福祉法人まりも会として選定し、先ほどの意見を付して市長に答申するということで決定したいと思えます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、事務局からほかに何かございますでしょうか。

◎水落企画政策課長 今後のスケジュールでございます。平成27年度は、今回の2施設以外に3施設の選定について予定しているところであり、諮問時期については現在調整中でございます。

指定議案の提出の関係上、早くて8月中、遅くとも9月はじめまでには諮問が必要でございます。委員の方にはお忙しいところ誠に恐縮ではございますが、諮問時期が決まりましたら、別途日程調整をさせていただきたいと思えますのでよろしく願いいたします。

以上です。

◎委員長 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。ありがとうございました。

(午後8時13分閉会)